

技 術 提 案

工 事 名： 県立中央病院E R棟新築工事のうち空調工事

評 価 項 目	「工事目的物の性能・機能の向上」に関する技術提案
技術提案事項	病院機能を維持するための空調設備における工夫について

本施設は、24時間稼働する病院施設であり、入院患者を始めとする病院利用者に対して、良好な居室環境を提供する必要があることから、本工事で施工する空調設備が、正常に動作し良好な居室環境を保つことは、病院機能を維持するうえで、重要な役割を果たすことになる。

このことを踏まえて、次の（１）について具体的に記載すること。

また、将来の改修時に配管・ダクトの更新が効率良く行えることは、病院機能を維持する上で重要となる。

このことを踏まえて、次の（２）について具体的に記載すること。

- （１） 供用開始後の病室等居室内での騒音を抑止するための配管・ダクト工事の工夫
- （２） 将来の改修時における配管・ダクト工事の作業性向上のための工夫

具 体 的 な 施 工 計 画

上記2項目について、以下の内容をそれぞれ記述すること。

- ① 技術提案の概要
- ② 施工方法の適切性（具体的な対策）
- ③ 効果的な創意工夫
- ④ 技術的な裏付け（過去の施工実績、具体的かつ技術的な根拠を記載）

評価項目「上記提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性等」については、①の内容が適切な項目に対する②から④の記載内容で評価する。

記述に当たっては、（様式4（その2））を使用し、A4版3枚（3ページ）以内で提出すること。

項目1つにつき、3提案まで記載可能。

「技術提案」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成29年7月1日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、総合評価（技術提案）申請書（様式4（その2））の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成29年7月1日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**PDF形式に変換**して申請してください。

なお、簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も、なるべく**PDF形式にて提出**するようにしてください。

技 術 提 案

（1枚目・2枚目・3枚目） ← 該当しないものは消すこと。

共同企業体名：

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。
工 事 名： 県立中央病院E R棟新築工事のうち空調工事

評 価 項 目	「工事目的物の性能・機能の向上」に関する技術提案
技 術 提 案 及 び 具 体 的 な 施 工 計 画	
(1) 供用開始後の病室等居室内での騒音を抑止するための配管・ダクト工事の工夫 ①技術提案の概要 ②施工方法の適切性（具体的な対策） ③効果的な創意工夫 ④技術的な裏付け（過去の施工実績等，具体的かつ技術的な根拠を記載） (2) 将来の改修時における配管・ダクト工事の作業性向上のための工夫 ①技術提案の概要 ②施工方法の適切性（具体的な対策） ③効果的な創意工夫 ④技術的な裏付け（過去の施工実績等，具体的かつ技術的な根拠を記載）	

※A4版に記述するものとし、枚数は3枚（3ページ）までとする。

※記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

技 術 提 案

(1 枚目・2 枚目・3 枚目) ← 該当しないものは消すこと。

共同企業体名：

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。
工 事 名： 県立中央病院ER棟新築工事のうち空調工事

評 価 項 目	「工事目的物の性能・機能の向上」に関する技術提案
技 術 提 案 及 び 具 体 的 な 施 工 計 画	
＜記述上の留意点＞ 特に技術提案を記述する枠（「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は 10.5 ポイント以上とする。 なお、「記述枠」の規格値は縦 21.0cm、横 17.0cm 以内とし、55 行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないので注意すること。 また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。 ① 文字の大きさが明らかに 10.5 ポイントを下回る場合 ② 「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から 5mm を超えて大きい場合 ③ 「記述枠」内に 56 行以上の記述がある場合 ④ A 4 版でない場合 ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合 注 1：手書きの場合も同様とする。 注 2：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。 注 3：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。 注 4：空白行は、行数に含めない。 注 5：写真・図は行数に含めないが、表中の行は行数に含める。 ＜記述枠：縦 21cm×横 17cm 以内に制限＞	

※A 4 版に記述するものとし、枚数は 3 枚（3 ページ）までとする。

※記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。